

大規模改修 Q&A

番号	内容	回答
1	寮母室や介護・看護職員室等、専ら特養職員用途となる部屋の改修は補助対象となるか。	老朽化による改修であれば、区分「(1) 施設の一部改修」に該当し、補助対象となりうる。また、区分(4)から(6)までに該当する場合も、補助対象となりうる。
2	配管の清掃は補助対象となるか。	メンテナンス目的の清掃作業であれば、補助対象となりうる。
3	施設の看板が老朽化したので、架け替えたいが、補助対象となるか。	建物そのものの老朽化でないこと、また利用者処遇の向上と関係がないことから、補助対象外である。
4	施設の付帯設備の新設は、どこまで認められるのか。	既存の付帯設備（施設整備と一体的に整備されかつ固定されるもの、及び整備に当たり施設設計等に影響を及ぼす初度設備）の改修が補助対象となるため、原則として新規で付帯設備を設置する場合は補助対象外である。 ただし、入居者処遇の向上のため特に有効と考えられ、かつ設置工事を伴う場合は、区分(3)①に該当し、補助対象とする場合もある。
5	防犯カメラを設置したいが、補助対象となるか。	施設の所在する区市町村が、国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）」を財源として、既存施設の安全対策に要する経費を支援する補助制度を設けている場合は、その補助制度を優先的に活用すること。 上記補助制度が活用できない場合で設置工事を伴う場合は、本大規模改修補助の対象となりうる。 防犯カメラの購入のみは対象とならない。

6	建物内のLAN環境の敷設や、内線電話機の交換は補助対象となるか。	<p>既存のLAN環境や電話回線設備の老朽化の場合は(2)、入居者処遇の向上に付随する改修工事に付随するものであれば(3)①に該当し、補助対象となりうる。</p> <p>((3)①の例：老朽化したナースコール設備の更新に付随して、電話設備やLAN環境等の通信設備の再構築も必要となる場合)</p> <p>単なるLAN環境の敷設や、電話機の交換だけでは、対象とならない。</p>
7	照明器具を蛍光灯からLED化したいが、補助対象となるか。	経年劣化により使用に耐えなくなり、改修が必要になった場合であれば、既存蛍光灯のLED化も対象となりうる。
8	機械浴槽が老朽化したため取り替えたい。その機械浴槽が、①設備工事を伴って設置される場合②備品購入と取扱う場合、それぞれ大規模改修の補助対象となるか。	<p>①補助対象となりうる。</p> <p>②補助対象外である。</p>
9	協議書を提出する直前に、室別面積表の誤りが発見されたが、そのまま協議書を提出して良いか。	誤った室別面積表では、補助対象事業の面積が正確でないため、補助協議を受けられない。
10	同一建物で、従来型特養(広域型)とユニット型特養(広域型)を運営している。協議書は、それぞれの認可単位で提出してもよいか。	同一建物での大規模改修は、特養の認可単位が異なっても1件と計上する。よって、両部分合わせて一つの協議書を提出していただきたい。
11	改修により、特養・ショート部分(補助対象事業)の事業別按分比に変更が生じる場合、補助金額算出に用いる事業別按分比は、変更前・変更後どちらを採用すればよいか。	変更後の事業別按分比を用いる。